

調達管理番号・案件名

24a01043_モザンビーク国ナテテ橋梁建設計画協力準備調査(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2025年3月31日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	2025年3月5日(水)の公示案件から適用の「政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応」コンサルタント等契約、その他役務の提供等にかかる契約)について	<p>2025年3月5日(水)の公示案件から適用の「政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応」コンサルタント等契約、その他役務の提供等にかかる契約)について、2025年1月説明会資料では【入札説明書や募集要項等にてJICAが予め提示する】とされています。公示資料には一切記載がありません。よって以下に示す書類の提出はプロポ提出段階では不要として良いのでしょうか？ご教示願います。</p> <p>別添1:①要保護情報を取り扱う契約用(PDF/248KB) 別添2:②厳格な情報保全の必要がある契約用(PDF/276K)</p>	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」のwebページにて、該当情報セキュリティ対応に係る改定様式を配信していますので、プロポーザル作成時はそちらをお使いいただくようお願いいたします。
2	13	(5)関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用	「第二次幹線道路橋梁再建計画の事後評価結果を参考に設計に留意すること」について、事後評価結果の報告書(本文)を共有していただけますでしょうか。	下記よりご参照ください。 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_0001100_4_s.pdf
3	14	第3条 実施方針及び留意事項 (5)関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用	「上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。」と記載される実施体制とは、ANEにおける当該橋梁への橋梁維持管理に関する実施体制のことを意味するのでしょうか。	ご理解の通りです。
4	15	(10)相手国関係機関者との調整	インテリム・レポートという記載がありますが、P.28～30 第5条 成果品の一覧には記載がありませんでした。インテリム・レポートの提出は求められるのでしょうか。	不要です。成果品の一覧に記載がある資料を提出願います。

5	16	(15)技術協力プロジェクトとの連携 > 現在実施している技術協力「橋梁維持管理能力向上プロジェクト(2021年～2025年)」で橋梁維持管理のガイドライン・ハンドブック等を作成している。本技術協力とも連携しながら、モザンビーク側に対し、適切な予算措置及び維持管理の実施を働きかける。	技術協力プロジェクトとの連携を行い、本件業務を実施する内容となっていますが、「橋梁維持管理能力向上プロジェクト(2021年～2025年)」の報告書、「橋梁維持管理のガイドライン・ハンドブック」が配布資料になっていないため、提案に障害となる恐れがあります。追加配布は可能でしょうか？	「橋梁維持管理能力強化プロジェクト」は、現在実施中のため報告書等は未作成です。事業事前評価表を下記よりご参照ください。 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1902850&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search
6	16	(15)技術協力プロジェクトとの連携	「現在実施中の技術協力プロジェクト「モザンビーク国橋梁維持管理能力強化プロジェクト」で近接目視点検(下部工、法面、河床等含)を実施する。目視点検の際、打音、触診及び非破壊検査等が必要であれば実施すること。点検結果については、技プロ内で報告書を作成し、道路公社(ANE)に報告し、本協力準備調査の受注者にも共有するので、受注者は右結果の適正性を判断の上、事業を設計する。」につきまして、技プロでの実施事項と本業務での実施事項を明確にして頂けますでしょうか？具体的には、「目視点検の際、打音、触診及び非破壊検査等が必要であれば実施すること。」は目視点検をし、報告書を作成する技プロで実施するもので、本業務では実施しないと考えてよろしいでしょうか？ また、「事業を設計する。」については、必要に応じて、新規の業務を提案するという意図になりますでしょうか？	目視点検は技プロが実施いたします。本業務では、あくまでナテテ橋架け替えに係る調査を実施いただきます。技プロの点検結果では、本件で何かする可能性もありますが、現時点ではナテテ橋を対象とした調査・設計としてプロポーザル提案ください。
7	16	(15)技術協力プロジェクトとの連携	「現在実施中の技術協力プロジェクトで近接目視点検を実施する。目視点検の際に、打音、触診及び非破壊試験等が必要であれば実施すること。点検結果については、技プロ内で報告書を作成し、道路公社に報告し、本協力準備調査の受注者にも共有するので、受注者は右結果の適正性を判断の上、事業を設計する。」記載がありますが、「視点検の際に、打音、触診及び非破壊試験等が必要であれば実施すること。」というのは、技プロに対する指示と理解してよろしいでしょうか。それとも、「すること。」というニュアンスは、本業務に対する指示でしょうか。	技術協力プロジェクトで実施いたします。
8	16	(15)技術協力プロジェクトとの連携	(5)関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用、P.14～15(8)クラスター事業戦略での本件の位置付け、P.15(9)発注者の既存事業との連携可能性の検討、P.24(13)事業の維持管理計画の立案及び、P.16～17(15)技術協力プロジェクトとの連携の項目において、現在実施中の技術協力プロジェクトのデータの最大限活用、効果的な調査、連携に関する記載がありますので、技術協力プロジェクトの情報の開示をお願いします。また、既存データの最大限活用などについては、既存データの内容を把握することが前提となりますので、本情報が開示できない場合は、公平性の観点から評価の対象内容とならないように配慮願います。	「橋梁維持管理能力強化プロジェクト」は、現在実施中のため報告書等は未作成です。事業事前評価表を下記よりご参照ください。 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1902850&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search

9	17	<p>(15)技術協力プロジェクトとの連携、ナカラ回廊上のナテテ橋梁以外の4橋梁(ニオセ橋梁、ニオセ橋梁、ムルツソ橋梁、ナムティンブア橋梁、ニンガレ橋梁)について、ナテテ橋と同様の被害を今後受ける可能性があるため、現在実施中の技術協力プロジェクト「モザンビーク国橋梁維持管理能力強化プロジェクト」で近接目視点(下部工、法面、河床等含)を実施する。目視点検の際、打音、触診及び非破壊検査等が必要であれば実施すること。点検結果については、技プロ内で報告書を作成し、道路公社(ANE)に報告し、本協力準備調査の受注者にも共有するので、受注者は右結果の適正性を判断の上、事業を設計する。</p>	<p>当該項目内に、ナテテ橋以外の4橋としていますが、5橋名があり、「目視点検の際、打音、触診及び非破壊検査等が必要であれば実施すること。」と指示事項が記載されています。本協力準備調査で5橋を対象に「目視点検、打音、触診及び非破壊検査等が必要であれば実施する」という事で良いでしょうか？</p>	<p>ナテテ橋以外の4橋の点検については、現在実施中の技プロで実施いたします。</p>
10	17	<p>第3条 実施方針及び留意事項 (15)技術協力プロジェクトとの連携</p>	<p>「目視点検の際、打音、触診及び非破壊検査等が必要であれば実施すること。点検結果については、技プロ内で報告書を作成し、道路公社(ANE)に報告し、本協力準備調査の受注者にも共有するので、受注者は右結果の適正性を判断の上、事業を設計する。」と記載されていますが、目視点検／打音／触診／非破壊検査等は、技プロチームの報告書を確認した上で、必要であれば、本協力準備調査で実施する、という理解でよろしいでしょうか。また、これらの調査が必要となった場合は、精算対象になると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通り、他橋梁の調査が必要となった場合は、精算対象となります。</p>
11	17	<p>第3条 実施方針及び留意事項 (15)技術協力プロジェクトとの連携</p>	<p>「目視点検の際、打音、触診及び非破壊検査等が必要であれば実施すること。点検結果については、技プロ内で報告書を作成し、道路公社(ANE)に報告し、本協力準備調査の受注者にも共有するので、受注者は右結果の適正性を判断の上、事業を設計する。」と記載されている事業の設計とは、技プロチームの報告書をもとにした補修工事を想定していますでしょうか。また、その設計に含まれる項目はどのようなものでしょうか。</p>	<p>現時点で、本案件はナテテ橋梁架け替え事業のため、ナテテ橋以外の橋梁を補修しない前提でプロポーザルを作成願います。</p>
12	18	<p>第4条 業務の内容 (4)自然条件調査</p>	<p>定額計上の取り扱いである②地形測量(1/1000)の項目で記載されている「上記の範囲・数量は目安であり、これらを超えた作業を提案することに問題ない。」及び③地質調査の項目で記載されている「ボーリング調査及び標準貫入試験は3～5か所(架け替え橋梁の橋台+架け替え橋梁の橋脚部(必要に応じ)+既存橋の橋脚部)を想定している。」について、範囲・数量が増になる場合は精算対象になると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>数量増が妥当だと判断される場合は、精算対象となります。</p>

13	40	別添 ナテテ橋梁建設計画 地図	地図で示されているナテテ橋の位置は正しいでしょうか？ナテテ橋はさらに西側にあると理解しており、もし誤りであれば、正確な位置をご教示ください。	<p>下図の通り修正します。</p> 
14	42	<p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項・2業務実施上の条件・(1)業務工程 の 注)C/Pとの間に発生するコミュニケーションはポルトガル語であることから、本調査には日本から参団する通訳(日本語-ポルトガル語)を配置すること。ただし、経費は直接経費のみとする。</p> <p>及び</p> <p>(5)※対象国の便宜供与C/Pとの間に発生するコミュニケーション(協議時の言語、資料の言語、メールの言語等)含め、渡航回・地域で使用する言語はポルトガル語です。</p>	「通訳は日本から参団」ですが、直接経費のみ計上となっています。通訳は【報酬】には計上出来ない、業務量20.75人月に含まないという言うことで良いでしょうか？	その理解で問題ありません。
15	42	2.業務実施上の条件の(2)の項目	業務量の目途が約20.75人月、渡航回数が目途が延べ12回と記載がありますが、通訳を含めた数量という理解で宜しいでしょうか。	業務量の目途の20.75人月に通訳分は含まれておりません。渡航回数については、通訳分も計上されております。

以上